

道、青梅街道、岩槻街道、馬引澤道、猿樂往還、毛丸道、馬場下道、板橋道、田端道、千住街道、笹の雪横丁、四つ木街道、中井堀道、何れも適當なる命名であつて、國道府縣

道路線名稱の俗惡無趣味と比較にならない雅致風韻を有つて居る。

米國に於ける受益者負擔行政

内務事務官 飯 沼 一 省

本篇は紐育市政調査會ウキリアム・エーバ・セツト氏に請ひて其の研究轉錄せられたる「受益者負擔制度」の一部を譯述したるものなり

公共改良事業の結果として生ずる利益の大小及其の性質を決定し、其の利益を受けたる土地に對し、受益者負擔を、賦課する準備を爲し、且受益者負擔政策を決定する其の手續は合衆國內に於ても都市を異にするに従つて甚だしく其の趣を異にして居る。元來公共改良事業の執行に關する政策と受益者負擔に關する政策とは多くの點に於て相互連關

の關係を持つて居る。受益者負擔政策は巧みに考慮せられたる公共改良事業計畫と相伴ふに非ざれば到底完全有利に適用せらるゝことを得ない。然るに可惜此の必要を認識せる都市は甚だ少ない。従つて公共改良事業の執行に要する經費の爲にする受益者負擔の賦課の實際を見るに多くは專斷なるものである。然し乍ら公共改良事業の完全なる政

策の要求如何を考察することは本篇の目的とする所ではない。只茲に受益者負擔の實際行政を支配すべき政策と手續とを決定する場合に考へなければならぬ所の二三の根本的問題に付て論じて見やうと思ふ。之は管に利益及受益者負擔賦課の決定の問題のみに止まらず、受益者負擔臺帳の調製及其の他必要なる各種の文書保存に關する事項をも包含するものである。

第一 紐育市に於ける受益者負擔

受益者負擔の手續に付て紐育市に於ては二つの異つた行政系統が行はれて居る。之等の二系統は排他的のものであつて併用されることはない。受益者負擔が其の何れの方法に依りて賦課せらるゝかは全く其の事業の目的如何に繫つて居る。此の二つの方法の差異は土地收用權の行使に關するものゝ如く見える。即私人の所有權を收用する必要ある街路の新設擴築等の事業は法律上の手續を伴ふ。従つて法律部 law department 及道路局 Bureau of street Openings に於て處理せられる。其の他の改良事業の爲にする受益者

負擔の賦課は財産評價局 board of assessors の權限に屬して居る。一面から觀れば此の權限の分配は多少非論理的なる嫌がある。何となれば街路の勾配を變更するに當り、隣接者の土地が損害を受け之に對して賠償を要する場合に於て、其の手續は恰も街路の新設と同様なるにも拘らず財産評價局の權限の下に置かれて居るが故である。財産評價局は受益者の負擔を賦課すべき地區の範圍と其の範圍内に於ける利益の程度とを決定するのである。但し豫め永久的範圍が決定せられて居る場合は此の限りでない。法律は此の範圍内に利益を受けたりと思料せらるべきすべての土地を包含せしむべきことを規定して居る。市所有の土地と雖も除外されることはない。斯くして決定せられたる受益者負擔地區内に於て二つの制限に従つて負擔が課せられる。即第一には賦課額は利益を超過せざること、第二には、賦課額は受益土地の評價額の二分ノ一より大ならざることである。然し乍ら財産評價局の發表する所によれば其の解釋は法律に謂ふ所よりも多少寛である。而して若し其の負擔

地區が悉く當該公共事業に隣接する土地のみから成り立つて居る場合には、受益者負擔を賦課せらるべき土地の開口の割合に依つて費用を負擔せしめられる。若し其の負擔地區が公共事業に隣接せざる土地を包含する場合には、土地は數箇の地帯に分割せられて、利益の程度は事業の境界線より距離に反比例的に相違するといふ原理に依りて受益者負擔が賦課せられるのである。

第二 紐育市に於ける行政の實際

受益者負擔行政に於ける實際上の手續は次に引用する所の梗概によりて極めて明瞭にされて居る。勿論紐育市の必要に應ずるが爲の此の方法が、小都市にとりては不相當に複雑なるものであることは論を俟たぬ。然し乍ら紐育市に於て處理せらるる方法中に包含せられたる根本的原理は完全なるものであつて、如何なる他の都市の必要にも應ずることの出来る様に適用し得るのである。此の方法を紐育市の財産評價局長 William C. Ormond 氏は次の如くに概説して居る。

「紐育市に於ける各地方改良區 local improvement district に於ては地方改良局 local improvement board があつて、此の地方改良局は此の區内の參事會員と此の地方改良區の屬する區 borough の區長 president とを以て組織せられて居る。之等の人々は一方此の地方改良局を組織すると同時に其の管轄内の住民と緊密に相接觸して地方改良事業に關する彼等の希望を表現するのである。地方改良局は利害關係人の申請に依り、公告及異議聽取 public hearing の手續を終りたる後に於て其の事業の執行に關する契約を法律上有效ならしめんことを評價賦課局 Board of Estimate and Apportionment に申請する決議を採用する。大紐育市制に依れば公共改良事業費の全額二、〇〇〇弗を超え而かも受益者負擔に依る収入を見込みたるものは、評價賦課局に對し其の指示する所に従ひ事業費豫定額、最近の租稅臺帳に依り調製したる受益者負擔地區たるべき範圍内に於ける土地の評価額に關する調査を提出するに非ざれば認可することを「得ず」と規定せられて居る。事業が一度評價賦課局の認可

する所となれば、夫々の部局は其の事業執行の爲に契約を締結し得る権限を認められる。或る改良事業が地方改良局及評價賦課局に於て認可せられたるときは、事業の執行に於て監督権を有する區長は圖面及仕様書に依りて入札に附し、其の結果に従つて最低入札者と契約を締結する。工

事期間中は區長の指揮に従へる技師、検査員及財務局の技師が仕様書を遵守せるや否やを監視して居る。市が其の事業を受つたならば、其の事業費及技師検査員の監視に要したる費用は財産評價局に對して其の正當なることを證して送付せられる。此處で又更に財務局 *Department of Finance* が事業の進行中に請負人に對して爲されたる諸種の支拂に於て六パーセントの利息に關する證明書を附加へる。此の利息は支拂の日と利息證明の日から六十日間にて計算せられる。何となれば此の期間をおくことは受益者負擔を決定するに於て必要とせられるからである。

此の事業費及之に關聯する費用と其の利息との二つの證明書が事業費の全額を示すこととなる。即之が受益者負擔

賦課の基本額となるわけである。但し既存街路の勾配を變更したるが爲に隣接土地に對して與へたる損害の賠償を、市制第九百五十一條に依りて爲したるときは此の金額も上述の事業費全額の一部として加算せられる。

紐育市には街路改良基金 *Street Improvement Fund* の制度があつて、公共改良事業の爲にする契約に對しては此の基金中から支拂はれる。

利益を受けたる土地の各筆に對し受益者負擔を賦課する職務は財産評價局に委任せられて居る。

此の局は市長の任命する三人の職員を以て組織せられ、其の権限は五區全部に及んで居る。紐育市全部は二十五の地方改良區に分たれ、其の各區には地方改良局があつて、其の區に關係ある參事會員及其の區 *Board* の區長とを以て組織せられて居る。

地方改良區内に於ける住民及土地所有者は、受益土地に對する受益者負擔を財源として改良事業の執行せられんことを申請することが出来る。此の申請を受けたるときは地

方改良局は、此の申請を受領したる日より十五日を超えざる期間内に於て、當該の問題を考慮すべき時期を定める。而して之を總ての署名人には郵便を以て通知し、市公報に之を記載し、ブルクリン區に關係ある事項に付ては豫め Corporation newspaper として指定せられたる五區の新聞紙に此の旨を公告すべきである。

右の申請に對する意同及異議の意見を聞きたる上にて、若し此の申請を採用したる場合に於ては、事業費が二、〇〇〇弗を超えざるときは區長 Borough President は其の計畫を準備せしめ之を競争入札に附し、其の最低入札者と契約を締結する。契約者は計畫及仕様書を遵守し一定期間内に事業を完成することを保證するが爲に保證金を納めなければならぬ。

若し又事業費が二、〇〇〇弗を超過する場合に於ては、地方改良局が此の申請を採用せんとするときは其の決議を評價賦課局に提出して其の假認可を受くることを要する。而して此の假認可を得たるときは區長は計畫を樹てしめ測

量を爲さしめ、之を事業費、假工事費、諸費等に關する技師の評定、利益を受くべき定區域内に於ける土地の評價額等と共に評價賦課局に提出して、其の最終認可を受くるのである。評價賦課局の最終認可ありたるときは區長は前の場合と同様の手續を進めて入札に附する等の處置を爲すのである。

此の事業の進行中に財産評價局は受益地區を決定して、區長をして受益者臺帳を準備せしめる。此の受益者負擔臺帳は財産評價局の事務所に備付けられ、三十日間利害關係者の縦覽に供せられるのであるが、此の中には事業に着手せんとする地方改良局の決議及評價賦課局の假認可最終認可の謄本、請負人の氏名を記載したる契約證書、契約の締結及市が之を採用したる月日、各項目の分量と其の價額の正當なることを區長に屬する技師の證明したるもの、事業の執行せらるべき場所と其の事業の性質とを示す經費表と位置表當該改良事業に因りて利益を受くべしと財産評價局に依りて決定せられたる土地を包容する課税圖の寫を包含

して居る。此の課税圖に於ては區廓クワッパの番號は大綠字を以て數地番號チカは小赤字を以て、利益番號は小綠字を以て示されて居る。

街路の調整 勾配變更及鋪裝に關する契約に於ては、事業の位置は街路敷を種々の色彩を以て彩ることに依つて示される。即縁石は明綠色の線を以て、歩道は受益土地の前面に廣き綠色の線を引きて之を表して居る。又赤色は鋪裝を示し、雁皮色は調整及勾配變更を示すに用ひらる。

街路の調整及勾配變更の場合に於ては、街路の中心點及其の建築線に於ける部分の路面の勾配を示す爲に縦斷面圖を必要とする。

路面の中心線は之を黑色にて表し、建築線に於ける路面は綠色又は黄色を以て表はし其の何れの建築線を示すかを附記する慣例である。街路の既成勾配は濃赤色を以て表はされる。地均しに因る勾配の變更ありたる場所に付ては他の色が用ひられ、一時的に埋立に因りて出來た勾配は縦斷面圖に夫々其の埋立の日附が記入せられる。

下水道の爲にする受益者負擔の場合に於ては、街路の場合に備ふべきものの外に尙既存の下水道系統を示す圖面を要する。濃黑色の線は既存の總ての種類チカの下水道を表し、濃赤色は煉瓦造下水道で、濃黄線は管下水道を表はし、其の容積は其の上に記入されて居る。計畫ある下水道が同色の點線を以て示される。若し隣接土地に對する接續管の爲に特に下水道の深さを大きくする必要ある場合には其の旨を明記するのである。舊下水の位置を變更し又は新下水の爲に之を廢止する場合には、其の位置を移さるゝ下水は黑點線を以て、廢止せらるゝ下水は濃黑線を以て表はされる。

路面の排水を目的とする新舊排水渠も亦此の圖上に色彩を以て現はされる。而して各排水渠の排水面積は路面水の流去方向を示す矢に依りて表はされる。舊排水渠を廢止するが爲に新排水道の築造を必要とするに至りたる場合に於ては、之に對する受益者負擔は區廓内に於ける利益を受けたる總ての間口が劃一的に取扱はるゝ様に賦課せらるべ

きである。

公共改良事業の發案、認可及執行に關する手續並に此の種の事業の結果として騰貴したる價額を市に回收する方法に關する此の説明は、恐らく何故に此の方法が満足すべきものなるかを認むべき理由の或るものを暗示するであらう。否此の方法こそは其の不斷の膨脹を續けて、地價の規則的なる増加を見、其の区域内全部に亘りて公共改良事業を一様に執行せんとする傾向を有せる紐育市の今日の事情に應ずるが爲に案出し得べき最善のものであるかも知れないのである。上述せる所に依りて明かなるが如く、土地所有者が事業に對して保障となる、何となれば公共改良事業に對する要求は、之を希求する地方的感情の結果として生ずるからである、而して評價賦課局が此の改良事業を希望する者と市との中間に立つて、一方に於て該事業に對する賛否の議論を聞き、一方に於て市が之を執行するの能力ありや否や、受益土地が結局此の事業費を負擔するの能力ありや否やを考慮するのである。若し受益者負擔を實際に

賦課するに當つて損害を蒙りたりと爲す者あらば、其人は其の異議を申立つる多くの機會を持つて居るのである。即ち第一には財産評價局に對し、第二には評價修正局 Board of Revision of Assessment に對して之を爲すことが出来る。評價修正局は監査吏、法律顧問及租稅部長を以て組織せられ、市の財政、法律及租稅に關する部局を代表して、恰も第二番の如き作用を爲すものである。

此の方法は尙又簡單にして容易に理解せらるゝ利益を持つて居る。市民は經驗に依りて此の方法の實際運用に極めて親しみを持つに至つた。更に又裁判所も關係法規の各章各字句に亘りて其の解釋を決定するの必要ありたる爲に、法律上の解釋問題としては實質的に皆決定せられ、之を實際行政の上に適用するに付ても極めて適確である。』

第三 其の他の都市に於ける實際の方法

紐育式の方法は或方面に於て典型的であると言ひ得るのであるが、各都市に行はるゝ、手續を見れば其處に大なる相

違のあることを發見することが出来る。即ボルチモア、ボストン、クリーヴランド及ワシントンに於ては受益者負擔を取扱ふ部局としては一個あるのみである。即受益者負擔の手續を開始する權限はシカゴ、クリーヴランド、ニューオルレアンス、オマハ、ファイラデルフィア、桑港及ワシントンに於ては市會に集中せられ、紐育、ボストン及ジャーシーシチーに於ては其の執行機關に委任せられて居るが如き之である。

一般の傾向を寫して居る所のものは方法の簡易化であり權限の集中である。多くの事例に於て受益者負擔を賦課せられたる者は、市當局の無分別なる賦課に對して保護せられて居る、市の執りたる正當なる行爲に對しては何等の異議の申立てらるべきものでもない。ジャーシーシチー及クリーヴランドに於ては利益を受くべき土地の大部分の所有者の申請ありたる場合若くは市會の大多數の決議に依りて命令せらるゝに非ざれば改良事業を執行することを得ない。又セントルイスに於ては事業執行の權限を附與するに

は公共改良事業局の勸告又は土地所有者の申請がなければならぬ。ボルチモア、クリーヴランド、ニューオルレアンス及オマハに於てはすべての受益者負擔に付て土地所有者の申請を必要とする桑港に於て行はるゝ方法に依れば、或る改良事業を認めんとする市會の意思を表明する規程の通過後に於て、若し其の事業に隣接する土地の大部分の所有者が書面を以て抗議を申立つれば、事業の決定は六ヶ月間は猶豫せられる。但し受益者負擔を課せらるゝ土地が二區^{ブロック}を超えざる場合に於ては抗議を申立つることは許されない。

公共改良事業の着手並に其の執行に關する手續の主要部分を左に掲ぐることにする。之によりて見るも實際行はるゝ方法に如何に大なる相違があるか、如何に重大なる缺點があるかを知ることを得るだらう。

一 ファイラデルフィア

街路の新舗装は街路改良事業中受益者負擔に依りて支辨せらるゝ唯一のものである。或街路を舗装することを決定

し、其の舗装の種類を決定するものは市會である。即此の事業の計畫と其の評價額とが調査決定せられたるときは、之を廣告して入札に附し、最低入札者と契約を結ぶのである。

此の契約中に於ては街路交叉點及受益者負擔を賦課し得ざる土地の前面に當る事業の經費に對しては直接契約者に對して證券を以て支拂ふべきことが定められて居る。受益者負擔を賦課し得べき土地の前面に於ける事業に付ては間口割に依つて賦課せらるゝ、受益者負擔證券を以て契約者に支拂はれる。若し受益者負擔證券が六ヶ月内に徴收せられざる場合には、土地所有者に對して先取特權を取得することとなる。

二 ウォルスター

此の市では街路の築造（歩道及縁石を含む）が受益者負擔の對象となつて居る。街路改良計畫は之に隣接する土地所有者の申請若くは或る市會議員の紹介に依りて市當局は考究を促される。之等の申請又は要求のありたるときは、市

は遲滞なく經費見積額を評價しなければならぬ。此の見積評價額は隣接地の所有者に再告知票を添へて送付せられる。隣接地所有者は其の土地に對して分賦せらるゝ、受益者負擔額が其の中に表示せらるゝものに近いと假定して、其の事業に賛成であるか反對であるかを此の再告知票中に記入して市役所に返送する。若し隣接地所有者の大部分が街路改良に賛成するならば市參事會に於て意見聴取 *hearings* が行はれ、然る後に公道と決定せられる。此の決定が認可せらるゝ迄には少くとも一週間を要する。認可ありたるときは直ちに築造命令が發せられ、茲に至りて事業が公定力を有するに至るのである。併して事業完了後に於て經費は隣接土地に對して受益者負擔として賦課せられるのである。

三 ポストン

街路の設計が出来、其の工事が道路局に於て公定せられたるときは、隣接土地に對して生じたる利益の程度が評價せられる。但し實際の受益者負擔は事業が完了して其の經

費が證明せられない間は賦課せられることはない。

四 ビツバーク

街路の新設せられたる場合には、直接利害關係を有せざる三人の土地所有者を以て組織せらるゝ調査部を裁判所が任命する。此の部に於ては街路新設の結果として生ずる利益と損害とを裁定するのである。若し街路の勾配が同時に設けられたるときは之に伴ふ利益と損害をも同部に於て裁定する。調査部は一の會合を主催し、土地所有者は此の會合の席上に於て損害に對する賠償を要求することを許される。之等の意見を聴取したる後調査部は其の報告を裁判所に提出し、裁判所は之を一ヶ月間留置するのである。此の間に於て若し土地所有者に異議あるときは其の免除の申請を爲すことが出来る。此の申請書を提出したる者でなければ市に對して損害賠償の訴訟を提起することが出来ぬ。鋪裝工事以外の街路改良の場合に於ても亦同様なる方法を以て調査部が組織せられ、事業の結果として生じたる損害及利益を判定する。但し此の場合に於て勾配の新設に因りて

生じたる損害に付ては調査せられない。裁判所が調査部の報告を承認したるときは、市収入役は利益を受けたる土地所有者に對し告知書を郵送し若くは手交する。此の土地所有者は告知書受領後三十日以内に納付しなければならぬ。若し之を納付せざるときは告知書記入額に付利益を受けたる土地に對し先取特權が設定せられる。

五 オマハ

街路改良事業に付て契約の締結せられた後に、受益者負擔の計畫を樹て、之を衡平局 Board of Equalization に提出して其の認可を受けなければならぬ。其の認可ありたるときは、事業費は利益を受けたる土地の所有者に分賦せられるのである。今其の手續を示せば次の如くである。

- 一 受益者負擔地區を設定する規則が市會に提出せられる
- 二 土地所有者が其の地方の改良事業の執行せられんことを申請する。市技師が其の間口當りの經費を證明する。市は亦申請書中に署名せられたる申請者の間口の全延長を證明する。右の申請書を受領したるときは市會は之を

公告し、若し土地所有者にして當該事業に異議あるものは二十日以内に申立つべきことを注意する。

三 二十日を経過するも異議の申立なきときは市會は此の申請の適法なることを決議する。

四 市書記は之を入札に附する旨の廣告をする。

五 此の入札は市會の席上に於て施行せられ、其の結果を公表すべきことを命ぜられる。

六 市技師は此の入札の結果を公表する、市會は是に於て各材料に付其の最低價額に落札せしめ、尙土地所有者に對しては、三十日以内に如何なる型の鋪裝を希望するかを陳述すべき旨の注意書を發表する。

七 三十日經過後市會は土地所有者の希望せる型に依りて事業を執行すべきことを公定する。

八 若し土地所有者が何等の希望をも提出せざるときは、三十日經過の後市會は任意に其の型を選択し事業の執行を命ずるのである。

九 斯くの如くにして事業に關する諸規則が效力を發生し

たる上にて、事業の執行に着手する。

一〇 契約者が事業を完成したるときは市會は事業費の最初評價を爲し、市技師は事業費の財源となるべき受益者負擔の計畫を準備する。

一一 受益者負擔計畫は衡平局に提出せられる。此の局は毎月第一水曜日に會議を開き之を承認し若くは却下する其の却下せられたる場合に於ては市技師は更に新計畫を準備して、之を同局の次回の會議に提出する。

一二 受益者負擔計畫が承認せられたるときは、此の計畫に従つて課税する趣意の條例案を提出せしめ前同様の方法を以て議決する。此の負擔は十回に分納することを許される。第一回分は賦課の日より十五日以内に納付しなければならぬ。其の他の九回は六パーセントの利子を附して毎年納付せられる。

六 ルイスヴィル(ケンタッキー州)

ルイスヴィルに於ては市會の議決せる特別法に依るに非

ざれば土地に對し受益者負擔を賦課することを許されな
い。即此の種の立法は事業局 Board of Public Works の主
張發案に係るものである。受益者負擔の方法を規定したる
條例が事業局より市會に送付せられる。市會は二つの獨立
せる團體から成立して居る。市會は此の規則案を全部承認
し若くは却下する權限を持つて居るが、之を修正する權限
を持つて居ない。市會は又利害關係を有する土地所有者の

異議あるに拘らず條例案を通過せしめることも出来る。市
會が斯かる方法を探ることを豫防するが爲に市會の二團體
が條例案を通過せしむる時日の中間には二週間の期間ある
ことを必要とせられて居る。各團體に於ける手續は二種の
日刊新聞に公告せられる。市會が之を通過し、市長が之を
認可したるときは、事業局は改良事業の計畫と仕様書とを
準備し、入札に附し、市會の認可を受くる爲に之を提出し、
然る後に契約を結び、工事に着手するのである。工事完成
したるときは事業局は條例の定むる所に依り改良事業に對
し負擔の義務ある土地所有者に對し受益者負擔名簿を作製

する。是に於て事業局は請負契約者に對し發行の日より六
パーセントの利子を含む委任狀を發行する負擔の義務ある
土地は何れも此の委任狀の中に包含せられて居る。請負人
は自ら土地所有者より其の負擔額を徵收するの義務があ
る。支拂の猶豫又は延期は土地所有者と請負人との間の私
的交渉の下に於てのみ許されて居る。

七 ニューワイク(ニュージャーイン州)

本市に於ける街路事業の爲にする受益者負擔は二箇の
法條に依りて行はれて居る。即一は一八九五年州法第二一
〇條に依るものであり、一は同法第二一七條に依るもので
ある。第二一〇條の規定に依れば街路水道事業局は事業を
認可したる後五日間連續して三種の日刊新聞に之を廣告し
なければならぬ。此の期間内に土地所有者は異議を申立て
る機會を與へられる。期間満了に至る間に異議の申立なけ
れば該事業を認める所の條例を議決する。之は亦五回公告
せられる。市會が之を議決したる後、此の事業を執行すべ
きことを三週間に互り毎週一回之を公告し、最低入札者に

落札する。事業完成後三人の評價委員に事業費の評價が委任せられる。之等委員は尙其の事業費を利益を受けたる土地に分賦する權限をも持つて居る。すべての手續及評價は巡回裁判所に於て確認せらるゝことを要する。

第二一七條の規定に依れば街路水道事業局は其の適當なりと信じたるときは如何なる異議の申立あるも之に拘らず改良事業を進行せしむるの權限を有して居る。第二一七條の規定は第二一〇條の規定と實質的に何等相違のなきものであるが、只事業に隣接せる土地の所有者の五〇パーセント以上の者が異議を申立てたるときは事業を中止せしむる點に於て異つて居る。

ハクリーヴランド(オハイオ州)

利害關係を有する土地所有者の申請若くは土地所有者を代表する市會議員の要求に依り、クリーボランド市技師は其の事業の執行に要する經費の見積及其の事業費を市と土地所有者との間に如何に分配すべきかに關する案を作製し之を市會に提出する。市會を通過したるときは決議の結果

を土地所有者に送達することとなつて居る。此の決議中には損害の要債及該事業に對する異議の申立を聽取すべき時日と場所とが指定せられ、尙利害關係ある土地所有者に對しては受益者負擔として賦課せらるべき金額を決定し且其の他之に關聯せる事項にして利害の影響を及ぼすべきものが記載せられて居る。意見聽取は評價修正局 Board Revision of Assessment に於て開かれる。此の局は市長、事業部長、法制部長、財務部長、市會議長及書記たる職務を有せる評價特許委員とを以て組織せられて居る。若し評價修正局が利益の額事業の前後に於ける土地の實際市價に關する詳細なる調査を包含する所の評價額及受益者負擔の率を是認するに於ては、受益者負擔を賦課し且其の事業を進行せしむることに關する條例が市會に提出せられる。市會が之を通過したるときは、縣監査吏 County auditor は九月に於て受益者負擔を次年度の租税と共に徴收し得る旨を證明する第一回の半年分を徴收した。後直ちに市債を發行し、事業執行の旨を公告し請負契約を結ぶのである。クリーヴラン

市役所の意見に依れば此の政策は次の理由によりて推賞に値するものとせられて居る。即此の方法に依れば土地所有者に對して改良事業の執行に要する經費の見積額及其他の土地の地價に影響を及ぼすが如き事實を事業執行前に豫め確認するの機會を與へて、以て土地所有者をして該事業の執行せらるゝことを希望するに至らしめるのである。

即市は其の事業に付て支拂ふべき市の分擔金たる租税の第一回の賦拂金を事業自體に付ては未だ何等の支出を爲さざる以前に於て支拂ふのである。隨つて若し土地所有者が支拂つたならば此の改良事業に關する市會の行爲を土地所有者が是認するものである。事業の結果として被りたる損害の要償及之を提出すべき時期に付ても亦同様に或制限が加へられて居る。此の要求を提出すべき時期と定められたる期間内に土地所有者が之を提出せざりしときは其の權限を抛棄したるものと看做される。事業完了後に於て、技師の評價したる金額が實際の費用を超過する場合には、其の金額は修正せられる。若し又技師の評價に基きたる分賦

額の未徴收のものが不足なりしときは、更に最初の受益者負擔の賦課と同様の方法を以て追加賦課せられるのである。

市が受益者負擔の此の方法を實施して發見したる重大なる缺點は次の二點に在る。即

第一 事業施行の進捗中に受益者負擔名簿を調製すること。

第二 受益者負擔の徴收を市當局以外の者に授權したること。

之である。

第一の點に付て謂へば、若し徴收せられたる受益者負擔額が事業費を支辨するに不足なるとき又は必要以上に多額なりしときは之に對する處置をしなければならぬ。若し不足せる場合には追加、賦課を爲し、又は普通歳入を以て之を補填し、或は他の何等かの方法を探らねばならぬ。其の何れの方法を探るにしても多くの故障に遭遇せねばならぬ。追加して賦課することは動もすれば土地所有者をして

直接の敵意を持たしめる嫌がある。加之或場合に於ては其の效力が裁判所に於て疑問とせられたことさへあつたのである。若し又市が其の不足の經費を普通歳入を以て支辨するとすれば本來利益を受けたる土地所有者に對してのみ課するのが衡平であるべき負擔を一般市民に分賦するものであるといふ謗を免れないのである。

徴收したる金額が必要額を超過したる場合には受益者負擔を賦課せられたる土地所有者に對し最初賦課せられたる比例に従つて之を償還しなければならぬ。此の方法は何れの場合に於ても土地所有者に對して重大なる損失を來さしむるものである。其の損失は次の例に依りて明らかである。

第一 斯かる方法が採られた場合には入札者は其の入札前に其の改良事業の爲に利益を受くる區域に對して受益者負擔として賦課せらるべき公定金額を知ることが出来る。之等入札者が其の入札の金額を定むるに當つて其の受け得べき最大金額に眩惑せらるゝといふことは人情として已むを得ないことである。而して非常なる競争でもない限

りは、其の事業の性質上正當なりと認めらるゝ以上に高價なものに落札せらるゝ結果を來すといふことは免れざる所である。

第二 土地所有者は事業費の金額以上に納付したる金錢を使用することが出来ぬ。受益者負擔を分納することを許されたる場合に於ては、土地所有者は通常六パーセントの利子を支拂はしめられて居るに拘らず、自己の金錢が市金庫の中に無爲に死藏せられて居ることに付ては何等の報酬をも受けて居らぬのである。曾てシカゴ市に於てはかゝる金額が一八九一年中に約一〇〇、〇〇〇弗に上つた事例さへあるのである。

第三 土地所有者は金錢の拂戻を受ける爲に迷惑を蒙り且時間を浪費しなければならぬ従つて其損失の爲に金錢の拂戻を受くるも何等の利益を受けぬことゝなることさへ屢々ある。

第四 拂戻すべき金錢を保管處理するに付ては市は少からざる經費を要する。而して此の經費は何れも皆租税の形

式を以て再び土地所有者の上に縛嫁せらるゝのである。

フライデルフイア、桑港及セントルイスに於けるが如く受益者負擔の徴收を市吏員に爲さしめざる市に於ては、請負人に對する支拂の方法として受益者負擔傳票を交付するのである。而してたとひ之を徴收することを得ざりし場合と雖も請負人は市に對して請求することを得ないのである。かゝる市に於ては其の受益者負擔傳票は或る短期間を過ぎれば滞納せることとなり、其の後に於ては高率の利子を支拂はなければならず、其の後間もなく之を賣却して徴收に代ふることを得るに至るものである。此の方法に依るときは受益者負擔徴收の困難及徴收に中於ける事業執行に要する費用融通の必要等の事實に依りて、自然入札の價額を高價ならしむるの傾向あるを免れない。此の點より見るも此の方法は望ましいものではない。

第四 受益者負擔の弊害

公共改良事業の經費を受益者負擔をして支辨せんとする

方法に對しては、濫に事業を起すの風を助長し且之に腐敗を伴ふものなりとして、過去に於ても屢々批難せられた。

從來此の種の不當なる事業を企て其の結果として甚だ歎かはしき状態を現出するに至つた事例は二三にして止まらないのである。例へばニュージャーシー洲の或る市殊にエリザベス市の如きは受益者負擔を以て支辨せらるゝことを理由として、亂暴なる全然不必要なる改良事業を起すの止むなきに至らしめられた。市當局は後日利益を受けたる土地所有者に對し受益者負擔を賦課して以て償還財源に充てんとする計畫を以て、先づ請負人に支拂ふべき金額を得んが爲に公債を發行した。改良事業は郊外地に於て大部分竣功した。而して地價は著しく増加し、土地は發展し其の結果として直ちに受益者負擔の納付する力を生ずるに至るべしとの期待を抱かしたのである。然し此の豫想は全然外れてしまつた。即從來の例とは異つて事業の決定後間もなく不都合なる通貨膨脹の結果として、土地は實際に於て地價の低落を見るに至つた。又或場合に於ては受益者負擔が

其の鄰接地の地價額を超過することがある。斯かる場合には其の當然の結果として土地所有者は其の賦課額を納付せずして其の土地を貸渡してしまふ。之が爲に未納の受益者負擔證券を市は負擔し、結局之を處理するが爲には一般租税を以てせざるべからざる結果となるのである。此の點に付てのニュージャーシー州諸都市及ブルックリン市の經驗に依れば此の方法に對する批難が愈々確實なるものとなる傾向がある。然し乍ら抑々此の缺點たるや單に此の方法自體のみに存するものではなくして、受益者負擔の適用が聰明なる改良事業計畫と相伴はなかつたといふ點に其の根據を求めなければならぬ。故に若し受益者負擔を聰明に計畫せられたる改良事業に適用するに於ては、決して斯かる結果は生じて居ない。加之公共改良事業の經費を受益者負擔を以て支辨すること能はざる場合に於て土地投機業者の手を以て都市が開發せられたる事例さへも少なからぬのである。此の種の著名なる例としてはモントリオール市を擧げることが出来る。同市は今日財政上極めて困難な立場に

あるのであるが、其の原因を亂せば劣悪なる街路改良と、受益者負擔を適用することを知らざりしことゝに歸せざるを得ない。最近に至つて市政當局は現在市が苦しみつゝある財政上の重荷を或程度迄、軽減せんが爲に既往に遡りて受益者負擔の制度を創設し、而して其の重荷を市費を以て執行せられたる事業に因り利益を受けたる土地の所有者に轉嫁せしめんとする研究が進められて居る。

受益者負擔の制度に對して爲さるゝ所謂實際上の缺點なるものを検討して見れば、結局それは或一つの方法の濫用又は其の缺點に基いて居るか、或は受益者負擔の一方のみに對して爲さるゝものに非ずして財源を得る爲の他の手段に對するものであるといふ事實を明らかにすることが出来る。

受益地區 Districts of Benefit が法律、地方廳又は評價委員の慎重なる考慮に依りて專斷的に定めらるゝといふことは事實である。然し乍ら此の考慮を爲すに當りては彼等は十分に協定せられたる原則によりて導かれて居るのである。

之が租税の各種の系統に付て工夫せられたる所のものよりも優つて居る所である。土地、收入又は経費を評價することは一に評價人の思慮に繫て居る課税権を有する地方團體の境界は立法上の手段を以て專斷的に定められるのである。

前述せるが如く本問題に付て生ずる困難は事業費假評價の不正確といふ點に存する。之に對する種々の匡正方法が採られた。其の最も單純なるものは人業費精算額を算出し得る時期返評價を遅延せしむることである。又もう一つの方法は入札の金額を評價委員の評價の基礎とすることである。

或る都市に於て見るが如く受益者負擔の二重組織を持つて獨立の機關を以て土地收用を行ふ場合之である。即一方に於る場合には甚だしき混雜を呈するものである。即一方に於る土地を收用したる結果として、利益が損害の爲相殺されり易いのである。前述せるが如く損害の評價と利益の評價との間には何等必然的の連絡はない。今若し此の二つの手

續が全然分離し、土地收用は利益の有無に拘らず實施せられ、受益者負擔は其の目的の如何を問はず或る一機關の下に統制せられたらば此の方法は極めて簡單なものとなるに違ひない。

受益者負擔徴收に關して諸都市の批難する多くの法律上の障害は市の財務部に關するものに非ずして寧ろ事業執行部に關する所のものである。多くの受益者負擔をして之を用ふること能はざるに至らしめ、従つて公共改良事業に要する經費を利益を受けたる土地所有者に負擔せしむることなく、却て之を市全體に轉嫁せしめたる所のものは、受益者負擔の方法の良否如何に非ずして實に請負契約の履行及事業執行の不規則なること之である。之を改革する方法は只一途あるのみである。即廉直にして勞を厭はざる士を擧げて吾等が都市の事業執行部の局に當らしめ、公共事業をして政治的爭奪の具に供せしむることなく之を完全なる職業的管理の根據の上に立たしむること之である。

最後に述べなければならぬことは受益者負擔制度は民主

的公共團體に於ては危険なるものであるといふ批難を受けなければならぬことである。即ち土地を有せざる多數者が選舉權を有せる場合に於ては、多數の者は少數の土地所有者に費用を負擔せしめて不必要なる公共改良事業を無理に執行せしむるが如き例を生ずるであらう。然し乍ら受益者

負擔の研究は此の議論の根據に或る誤謬の潜めることを示して居る。受益者負擔に因りて課せられたる負擔は最初に之を市金庫に納付したる人にのみかゝるものではなく、占有者にも轉嫁せられるだらう。否大多數の場合に於て轉嫁せられるのである。選舉權を有するすべての人は或程度に於て改良せらるゝ、街路に隣接する土地の占有者である。彼等は市内の土地所有者のみに費用を負擔せしめて公共事業を完成することの不可能なることを認識すべきことは疑を容れない。故に事實問題としては局部的改良事業に對する要求は殆ど常に直接利害關係者より提出せらるゝものであつて、所謂不納税投票人、'Non-taxpaying' Votersより提出せらるゝものではない。尙又富者が常に少數者であること

は民主主義の避くべからざる結果の一である。受益者負擔に付て富者の蒙る危険は他の凡ての公課に付て蒙る所のものよりも決して大なるものではない。

第五 結 論

結論として茲に特記せねばならぬことは、公共團體は受益者負擔を賦課するか或は何等の負擔を負はしめざるかの二途を選択するものではないことである。換言すればすべての局部的改良事業の場合に付て見るに其の經費は或一方法を以て支辨することを得ざれば必ずや他の方法を以て之を支辨せなければならぬ。此の問題に關して數種の解決方法が提示せられたのである。

第一は改良事業を利用する各個人に對して通行税を徵收する方法である。之は一時多くの國に於ける慣習的手續であつた。然し乍ら現在に於ては一般に抛棄せられてしまつた。此の方法に於ては通行の障害と交通の自由とは兩立することを得ないのである。

第二の方法としては利益回收制度 *Syft mof reoupmnt*

が流行した。殊に英國に於て其の然るを見るのである。然し此の方法は街路其の他の公共施設の新設の場合にのみ適用せらるゝものである。即公共團體が大面積の土地を買収し、其の必要なる部分のみを留保し、残餘は増加したる地價を以て市場に於て處分するものである。此の方法に對しては二つの缺點が指摘せられる。第一に此の方法に依るときは市は莫大なる資本を投下せねばならぬ。合衆國に專ら行はるゝ都市行政作用の觀念より見れば、此の方法は殆ど實行不可能と稱すべきである。又第二には土地收用に關する一般憲法の規定が、公共の目的に必要ならざる土地を取得せんとするときは所有者の同意なかるべからずとする趣旨に反して居ることであつて、此の點は此の方法の致命的快陥と謂ひ得るのである。

第三は一般租稅の方法である。之は實際に用ひられ且屢々成功して居る。此の方法の大なる弱點は、特定の個人に對し市の經費を以て明瞭にして且測定し得べき特別の利益

を附與することである。故に此の方法は吾等の衡平及正義の觀念と合致することを得ない。

最後に擧ぐべきは受益者負擔の方法である。此の方法に付ては上述せる所の如くであつて、二三の例外を除いては、合衆國內に於ては一般に満足なる結果を收めて居るのである。此の方法は正義の觀念に立脚して居る。其の必要なる場合に速に結果を齎すのである。又都市に於ける未改良の土地を投機の目的を以て所持することを阻止する。此の方法を採用することは、恰も他の歲入を得る手段と同様に、既に永い間他の方法が行はれて居る市に於ては、何れが便宜なるかに付て取捨に迷ふかも知れない。然し乍ら新しき歴史を持ちて急激に發展しつゝある都市に於ては、受益者負擔の方法は最良にして最も實際的なる且最も公正なるものたることは疑を容るゝ餘地がないのである。

(終)